

## 計画策定に至った経緯と計画策定方針（案）について

## ○ 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法

- ・第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、循環器病対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- ・第11条 都道府県は、循環器病対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における循環器病の予防並びに循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供に関する状況、循環器病に関する研究の進展等を踏まえ、当該都道府県における循環器病対策の推進に関する計画(以下「都道府県循環器病対策推進計画」という。)を策定しなければならない。

## ○ 国・循環器病対策推進基本計画

(令和2年10月27日付け健発1027第1号)

国は、都道府県における都道府県計画の作成に当たり、都道府県に対して、都道府県計画の作成手法などについて、必要な助言をし、都道府県はこれを踏まえて作成するよう努める。

## ○ 策定方法について(令和2年10月29日付け健が発1029第1号)

(別紙)都道府県循環器病対策推進計画の策定にかかる指針

都道府県は①～③の手順(担当註:①関係者等の意見の把握②循環器病対策の課題の抽出③課題解決に向けた施策の立案及び目標の設定)を踏まえ、都道府県計画を策定し、住民に公表し、周知する。

## ○ 検討体制について(令和2年10月29日付け健が発1029第1号)

(別紙)都道府県循環器病対策推進計画の策定にかかる指針

都道府県計画の策定を行うため、都道府県協議会等、循環器病対策について議論する体制を整備する。都道府県協議会等には循環器病患者及び循環器病患者であった者並びにこれらの者の家族または遺族を代表する者、学識経験のある者その他都道府県が必要と認める者が参加すること。

## ○ 計画期間について(令和2年10月 国・循環器病対策推進基本計画)

令和6(2024)年度からの新たな医療計画等との調和を図ることができるよう、都道府県計画は、その実行期間を計画策定年度から令和5(2023)年度までとすることが望ましい。

## I 都道府県循環器病対策推進計画の策定にかかる指針のポイント

- ① 関係者等の意見の把握
- ② 循環器病対策の課題の抽出
- ③ 課題解決に向けた施策の立案及び目標の設定
- ④ 都道府県計画の策定と進捗状況の評価

## II 都道府県循環器病対策推進計画に記載する事項

- 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法第11条の「都道府県は、基本計画を基本とする」の趣旨について国に確認したところ、原則として国の基本計画に記載されている個別施策はなるべく網羅してほしい旨回答があった。(特に「(2)保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実」は漏れなく記載してほしいとのこと)
- 国基本計画に記載されている項目は以下のとおり。

### 1 はじめに

### 2 循環器病の特徴並びに循環器病対策に係るこれまでの取組及び課題

### 3 全体目標

- (1) 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発
- (2) 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実
- (3) 循環器病の研究推進

### 4 個別施策

#### 【循環器病の診療情報の収集・提供体制の整備】

- (1) 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発
- (2) 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実
  - ① 循環器病を予防する健診の普及や取組の推進
  - ② 救急搬送体制の整備
  - ③ 救急医療の確保をはじめとした循環器病に係る医療提供体制の構築
  - ④ 社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援
  - ⑤ リハビリテーション等の取組
  - ⑥ 循環器病に関する適切な情報提供・相談支援
  - ⑦ 循環器病の緩和ケア
  - ⑧ 循環器病の後遺症を有する者に対する支援
  - ⑨ 治療と仕事の両立支援・就労支援
  - ⑩ 小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策
- (3) 循環器病の研究推進

## 5 循環器病の総合的かつ計画的な推進の確保のために必要な事項

- (1) 関係者等の有機的連携・協力の更なる強化
- (2) 都道府県による計画の策定
- (3) 必要な財政措置の実施及び予算の効率化・重点化
- (4) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた対策
- (5) 基本計画の評価・見直し

## Ⅲ 本県の計画策定方針（案）について

- 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法第11条第3項において、都道府県循環器病対策推進計画は医療計画等との調和が保たれたものでなければならない旨記載されている。
- 保健医療計画をはじめとする本県の既存の計画（以下「既存計画」という）には、脳卒中や心血管疾患に関することをはじめ、都道府県循環器病対策推進計画に記載が求められている事項が、すでに多数記載されている。
- 今回の本県循環器病対策推進計画の策定にあつては、これら既存計画に位置付ける循環器病対策に係る取組みを集約・整理するとともに、不足している項目について検討することとしたい。
- また、国基本計画の項目を網羅しつつ、未病改善やヘルスケアニューフロンティア等本県独自の取組みを位置づけたい。
- なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、実行期間が2年度と短いため、本格的な検討は次期改定の際に行うこととしたい。